

生涯スポーツ功労者及び生涯スポーツ優良団体表彰実施要項

昭和43年8月15日	文部大臣裁定
昭和48年6月26日	一部改定
昭和52年6月28日	一部改定
昭和60年5月30日	一部改定
平成4年4月22日	一部改定
平成11年2月22日	一部改定
平成13年1月6日	一部改定
平成13年4月3日	一部改定
平成15年4月1日	一部改定
平成16年3月12日	一部改定
平成20年4月1日	一部改定
平成21年4月1日	一部改定
平成22年3月19日	一部改定
平成23年3月1日	一部改定
平成23年4月1日	一部改定
平成28年4月1日	一部改定
平成29年4月1日	一部改定
平成30年4月1日	一部改定
令和2年1月1日	一部改定
令和3年4月1日	一部改定
令和4年1月1日	一部改定
令和7年2月10日	一部改定

1 趣 旨

地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者及びスポーツ団体を、この要項によって表彰するものとする。

2 審査及び決定

表彰される者及び団体については、3により推薦されたものを、文部科学大臣が審査の上決定する。

3 候補者及び候補団体の推薦

- (1) 都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ関係者からなる選考委員会の議を経て、別表に示す数以内で生涯スポーツ功労者（地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ関係者をいう。以下同じ。）の候

補者及び生涯スポーツ優良団体（地域又は職域におけるスポーツの健全な普及及び発展に貢献し、もって地域におけるスポーツの振興に顕著な成果をあげたスポーツ団体をいう。以下同じ。）の候補団体を推薦するものとする。

（２）公益財団法人日本スポーツ協会（昭和２年８月８日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。）、公益財団法人日本レクリエーション協会（昭和２１年９月２８日に財団法人日本レクリエーション協会という名称で設立された法人をいう。）及び公益財団法人日本パラスポーツ協会（昭和４０年５月２４日に財団法人日本身体障害者スポーツ協会という名称で設立された法人をいう。）（以下「推薦団体」という。）は、選考委員会の議を経て、別表に示す数以内で生涯スポーツ功労者の候補者を推薦することができる。

（３）都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、その長）及び推薦団体は、生涯スポーツ功労者の候補者及び生涯スポーツ優良団体の候補団体の推薦に当たって特別の事情があるときは、上記の他に別枠で推薦できるものとする。この場合にあっては事前にスポーツ庁と協議するものとする。

別表

	生涯スポーツ 功 労 者	生涯スポーツ 優 良 団 体
東京都	6	6
埼玉県，千葉県，神奈川県， 大阪府及び福岡県	5	5
北海道，宮城県，愛知県， 京都府，兵庫県及び広島県	4	5
上記以外の県	3	4
（公財）日本スポーツ協会	20	
（公財）日本レクリエーション協会	10	
（公財）日本パラスポーツ協会	2	

４ 審査及び推薦基準

審査及び推薦の基準は、それぞれ次のとおりとする。

（１）生涯スポーツ功労者

① 市町村などの地域又は職域において、引き続いて１０年以上スポーツの普及奨励のための企画又は指導に特に尽力した者（単にスポーツ関係団体の名目的役職の地位にある者，財政的援助をしたにすぎない者，公務員で本務としてスポーツの指導に当たっている者などは含めない。）でおおむね４０歳以上の者のうち、以下に該当する者。

ア 現在もスポーツを熱心に指導していること。

イ 過去において、主として生涯スポーツに関する功績により国の表彰を受けたことがない者であること。

ウ 職域におけるスポーツの振興に功績のある者（例えばスキー場の旅館経営者でスキーの普及に功績のあった者，柔道整復師で柔道の指導に功績のあった者等については、営業との関連を十分検討し決定すること。）については、職域のみ

ならず地域におけるスポーツの振興にも貢献している者であること。

- ② スポーツの継続的な実践により国民に夢や感動を与え、生涯にわたるスポーツ活動の手本となる顕著な功績があった、おおむね60歳以上の者。ただし、過去において、主として生涯スポーツに関する功績により国の表彰を受けたことがない者であること。

(2) 生涯スポーツ優良団体

① 推薦する団体が「スポーツクラブ」の場合

ア 地域及び職域のスポーツクラブであること。

イ クラブの会員は自発的加入によるものであって、会員数が少なくとも10人以上であること。

ウ クラブの活動と運営が、定期的、計画的、組織的に行われていること。（活動日数は、週1回、年50回程度とする。）

エ クラブの活動が、その地域又は職場のスポーツ振興に貢献しているとともに、他のクラブの範に足るものであること。

オ 設立後、少なくとも5年以上を経過し、その実績が年々向上していると認められるものであること。

② 推薦する団体が「スポーツクラブ以外の団体」の場合

ア 地域及び職域の団体であること。

イ 組織的にスポーツ活動を行っていること。

ウ 当該団体内においてスポーツがあまねく普及していること。

エ 当該団体の行うスポーツ活動がその地域の住民又は職場の従業員の健康・体力を増進しその生活を明るく豊かにするために貢献していること。

オ 設立後、少なくとも5年以上経過し、その実績が年々向上していると認められる団体であること。

5 推薦書の提出

都道府県教育委員会（当該都道府県が特定地方公共団体である場合にあっては、その長）及び推薦団体は、推薦しようとする候補者又は候補団体について、スポーツ庁が指定する推薦書の様式に従い、推薦書を作成し、文部科学大臣に提出する。

6 表彰

表彰日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定するスポーツの日とし、文部科学大臣表彰状を授与する。また、必要に応じて記念品を授与するものとする。なお、被表彰者として決定された者が当該表彰前に死亡した場合には、その遺族に表彰状等を授与することができるものとする。

7 表彰状の様式

表彰状の様式は、別紙のとおりとする。

附 則

- 1 令和2年度の表彰については、「スポーツの日」とあるのは「10月の第2月曜日」と読み替えて適用する。
- 2 令和3年度の表彰については、「スポーツの日」とあるのは「10月の第2月曜日」と読み替えて適用する。